

いわき市医療センター院内スマートフォン賃貸借仕様書

1 目的

いわき市医療センター（以下当院という。）内での連絡調整、病棟患者からのナースコールの受信、消防本部からの救急ホットラインの受信を可能とするスマートフォンの賃貸借およびネットワーク回線一式、その他当該仕様書で求められるサービス一式を調達する。

2 調達物品及び数量、保守費、運用保守条件

- (1) スマートフォンの賃貸借及び携帯電話事業者の回線一式 640 台
- (2) 固定通信と移動体通信の融合サービス(以下 FMC サービスという。)及び機器一式、工事費、保守運用費
- (3) ナースコールとスマートフォンの連携に必要なネットワーク回線一式とセキュリティサービス
- (4) FMC サービスに関連する工事費及び保守運用費

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 31 日まで

準備期間：契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで

契約期間：令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで（3 年間）

4 納入場所

いわき市医療センター 〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16

5 スマートフォン端末仕様

- (1) OS：Android™12 以上又は ios16 以上
- (2) メモリの容量：64GB 以上
- (3) 防水機能：IPX5 以上
- (4) 防塵機能：IP6X
- (5) カメラ：1000 万画素以上
- (6) バッテリー容量：4,000mAh 以上
- (7) ライト（懐中電灯）がスマートフォンに内蔵され、簡易的な操作で使用できること。
- (8) Bluetooth 機能
当院が別途調達した Bluetooth 対応のイヤホン等に Bluetooth で接続することができること。

(9) 誤発信防止

スワイプ等により、ポケット内等での誤発信が防止できるようにすること。

- (10) 総務省の指針(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針(平成30年))に基づいて、スマートフォンからの電波による医療機器への電波干渉が発生しない機器を選定すること。

- (11) 付属品：医療用ストラップ

6 スマートフォン回線およびネットワーク仕様

携帯電話回線および院内連携に伴う通信ネットワークは、電気通信事業法第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設し、運営している事業者又はその関連会社の届出電気通信事業者より提供すること。

(1) スマートフォン回線仕様

ア データ通信

(ア) 使用する電波は5G、LTE(4G)とし、端末1台当たりの月の通信容量上限は5GB以上であること。

(イ) 通信容量の上限を超えて通信速度が制限された状態でも、データ通信の利用(128kbps程度)が可能な状態を維持できること。

イ 通話

通話料金は、スマートフォンからの内線、外線(0ABJ番号宛)ともに定額制(国際電話/ナビダイヤル等を除く)であること。

ウ 災害時優先電話

契約する携帯電話回線のうち60回線に災害時優先電話を付与できること。

(2) ネットワーク仕様

ア スマートフォンとナースコール間の通信連携等に必要な院内ネットワークへの接続は既設のWi-Fi設備を流用しない、かつ、インターネットを経由せずに前述の通信事業者が1社で提供する閉域網であること。但し、バックアップ回線に関してはその限りではない。

イ ナースコール連携及び映像伝送に伴うアクセス回線帯域は帯域保証型10Mbps以上であること。但し、バックアップ回線に関してはその限りではない。

ウ 通信事業者の閉域網は冗長構成となっていること。また、24時間365日監視されていること。バックアップ回線はアクセス回線において有線回線を利用すること。

エ インターネット回線は新規に提供することとし、1Gbps(ベストエフォート)及びFirewall、URLフィルタリング機能など(院内ネットワークからインターネットにアクセスする際、必要なクラウドサービスにのみアクセスを制限する機能)を具備すること。但し、費用内には当該機能の3年間の設定変更費用(追加、変更)が含まれていること。

オ 災害などを起因とするFMCサービス及び、院内に引き込まれているインターネット回線の障害時を想定し、院内スマートフォン間、または固定電話と院内スマートフォンの院内通話が可能なバックアップ手段を用意すること。

なお、バックアップ手段として災害などの緊急時に限り、既設のWi-Fiを利用することも可能とする。

但し、既設のWi-Fi自体は当センターの管理下にある設備を指し、その品質管理については当院にて行うものとする。

ここでいう災害の定義には、天災の他にFMCサービスの通話ができない場合も含まれるものとする。

7 FMC サービス機能要件

(1) FMC サービス対応の端末と既設PBX経由の同時通話数は46チャンネル以上とし、以下の要件を満たすこと。なお、院内スマートフォンと連携する当院の電話交換機は次のとおりとする。

電話交換機：富士通(株)製 LEGEND-V

また、連携に伴う既存設備の撤去(CUCM等)は当院にて実施、当院の費用負担とするため、提案から除外するものとする。

ア 既設PBXとの連携を前提とし、内線番号で下記端末間の呼び出し/通話が可能であること。

(ア) 固定内線電話⇔FMCサービス対応の端末

(イ) FMCサービス対応の端末⇔FMCサービス対応の端末

イ FMCサービス対応の端末より下記転送機能で内線通話を転送できること。

(ア) 保留転送機能

内線通話中の通話を他の内線に転送する機能

(イ) 無条件転送機能

FMCサービス対応の端末への内線着信全てを予め登録した内線に転送する機能

(ウ) 電話帳参照機能

FMCサービス対応のクラウド電話帳を利用して内線発信ができること。内線用と外線用の電話帳はそれぞれ個別に管理できるものとし、内線用の電話帳は一括で更新が可能なものとする。

- (エ) 内線番号設定機能
当院にて操作可能な以下の管理機能を提供すること。
FMC サービス対応の端末の内線番号を設定、変更ができる機能。
- (オ) 端末から、内線番号が設定されている携帯電話番号(090/080/070)へ発信した際に、スマートフォン利用料の月額料金に定額として含まれていること。
- (カ) 端末交換対応
FMC サービス対応の端末の故障時には、SIM カードの入替にて内線番号の移行ができること (SIM カードの入替で同じ内線番号が別の同等端末に移行できること)。
- (キ) 外線発信 (既設 PBX を利用した特番発信) 機能
FMC サービス対応の端末から、既設 PBX 経由で外線発信を行うことができること。
- (ク) ダイヤル可能桁数
FMC サービス対応の端末からの内線発信及び外線発信に支障がない発信桁数を利用できること。
- (ケ) 通話機能は通話品質を保つため VoIP ではなく VoLTE を必須とする。
- ウ 休日、夜間等の医師不在時に、医師の FMC サービス対応の端末に着信した固定電話又は看護師等の FMC サービス対応の端末からの内線電話を医師の個人所有のスマートフォン等に次の転送することができること。
 - (ア) 一定時間電話に出ない場合の転送
 - (イ) 電源が入っていない場合の転送
 - (ウ) (ア)の設定がなく、電源が入っている状態でも、強制的に転送できるようにすること。

8 スマートフォン機能要件

- (1) 納入するスマートフォンで以下の機能が利用できること。

ア チャット機能

- (ア) 院内スマートフォン同士の個別チャット
- (イ) 院内スマートフォン複数台で行うグループチャット
- (ウ) チャット機能は次の項目に対応したものとする

- a 既読表示
- b 写真等の各種ファイルの送受信

- (エ) アンケート機能 (回答者の把握が可能) を有し、災害時の安否確認等に利用できる機能を有すること

イ ナースコール連動機能

当院に設置しているナースコールシステム(アイホン製 Vi-nurse)と連動(ナースコールからの呼出し種別が判別できるように通知)できること。

ウ 見守りカメラ連動機能 (アイホン製)

ナースコールシステムに連動した既設の病室カメラからの映像をスマートフォンで受信できること。

エ インターホン連動機能

ナースコールシステムに連動した病棟入口のインターホンからの呼び出しの受信ができること。

オ ホットライン受信機能

消防本部及び院内の緊急事態発生時のホットラインを救命救急センター医師用の院内スマートフォンで同時に受信、最初に受話した人が手作業で他のメンバー追加を行うことなく、グループ通話ができること。

さらに、受信したホットラインは、発信元の番号通知が可能な機能を有すること。

但し、当該機能を実現するにあたりスマートフォン以外のデバイス、システムが必要な場合、本調達とは別にその見積(機器費、工事費、保守費含む)を既設電話交換機業者より取得し、そのサービスの内容と共に提示すること。

カ その他

(ア) 業務で使用するために、次の機能を設けること。

a 電卓

b スケジュール管理

c メモ帳

d 音声メモ (ボイスレコーダー)

e 時計機能 (アラーム、時計、タイマー、ストップウォッチ)

(イ) 当院で、別途契約予定の医療関係者間コミュニケーションアプリ「Join」をダウンロードし、使用することができること。

(2) MDM 機能

ア 端末紛失、盗難時における遠隔ロック及びデータ削除ができること。

イ 遠隔によるアプリ制限、配信、削除ができること。

プリセットアプリについては、アプリケーション非表示にて対応

ウ OS のアップデート管理機能を有していること。

エ ブラウザショートカット等でホームページ URL を配置できること。

オ プロファイルを複数作成できること。

- カ 製品について、日本語のマニュアル・説明書（電子データ、オンラインマニュアル可）があること。
- キ 有料オプションとしてMDM自体にウイルス対策機能サービスがあること。
- ク MDMの機能として位置情報の取得ができること。
- ケ 画面共有サポートメニューが無償提供されること。

9 セキュリティ管理

ナースコールシステムと連携するスマートフォンについては、インターネット回線等を通じて外部にスマートフォンの内部情報が流出するリスクを低減するためのセキュリティ対策（インターネット VPN 以外の閉域ネットワークの利用、Firewall、URL フィルタリング）を講じるものとする。

また、ナースコールシステムと連携を行わないスマートフォンを含め、紛失した際にスマートフォンから情報が漏洩、流出するリスクを低減するためのMDM、URL フィルタリング等の機能を提案に含めるものとする。

なお、賃貸借期間終了時や故障によりスマートフォンを回収する際には、予め当院側で初期化を行う。

10 故障・紛失時の対応

院内スマートフォンが故障した場合は無償で修理すること。ただし、当院の使用者の故意又は明らかな過失が原因であるときはこの限りではない。

紛失時の対応：代替の端末を指定送付先に宛てて送付する際に、代替の端末等の機種、色等が、盗難、紛失又は毀損した端末と同一であること及び未使用端末である必要はない。

但し、紛失損害金の支払金額は、過去に端末に盗難又は紛失が生じ、紛失損害金の負担なく代替機の提供等を受けた日のうち最も近い日が属する月の翌月1日から起算して6ヶ月を経過していない場合は紛失損害金50,000円（不課税）を上限とすること。

故障・紛失時の代替品については、郵送にて先出し SEND BACK に対応すること。（送料は落札者負担とする。）

11 院内の電波改善

業務にてスマートフォンを利用するエリアについては改善方法及び、対応可否の説明を行うこと。また令和6年2月1日の運用開始までに電波改善を完了させること。必要に応じて事前・事後に電波調査を実施し、調査にあたっては当院職員に許可を得ること。

なお、スマートフォンを利用するエリアは別途当院から指定をする。

- (1) 運用開始後に建物の増改築等で電波改善が必要なエリアが判明した場合、速やかに電波改善対策を行うこと。
- (2) 電波改善対策にて費用がかかる場合はその費用を見積りに含めること。

12 災害対応

災害時において、院外との通信確保のための次の体制、設備を有すること。また、当院にて利用可能な通信エリアに対する災害を想定した信頼性確保における取り組みがあれば、説明を行うこと。

- (1) 福島県と災害時の通信機器貸出などを通じた災害時支援及び防災対策への協力に関する協定を落札者あるいは落札者の親会社、落札者の親会社の親会社のうちいずれかと締結していること。
- (2) 車載型、可搬型移動無線局、衛星通信により院外との通信確保できる仕組みを有すること。

13 見積範囲

- (1) FMC サービス対応の端末費用を月額料金に含めること。
- (2) 端末故障時の補償サービスを月額料金に含めること。
- (3) スマートフォンの通信費用、前述の機能要件を満たすために必要なアプリケーション等の費用を月額料金に含めること。
- (4) 8の(1)のアからオについての当院（現地対応）での院内向け説明会を実施しその費用を見積りに含めること。
- (5) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料については、月額料金に含め、令和5年1月1日時点の料金を想定の上、算出するものとする。
- (6) 本調達とは別に、本仕様書の要求仕様を満たすために、追加で必要となる、ナースコール連携に係わる設備及び電話交換機側の工事および物品、費用については、既設電話交換機業者から見積を取得し、そのサービス内容と共に提示すること。
- (7) 本調達とは別に、本仕様書の要求仕様を満たすために、追加で必要となる、FMC 連携に係わる設備及び電話交換機側の工事および物品、費用については、既設電話交換機業者から見積を取得し、そのサービス内容と共に提示すること。
- (8) ナースコール連携に伴い必要な閉域回線一式の費用を見積りに含めること。
- (9) ネットワーク回線利用料、セキュリティサービス、運用、監視など、ネットワーク回線及びこれに付随するサービス利用料

- (10) 本調達に係わるネットワーク回線利用料及びそれに関連する機器費用、セキュリティサービス、運用保守、監視、FMC サービス利用料金等、全契約期間における必要な全ての費用を見積に含めること。

なお、院内ネットワーク内にある既設機器の設定変更費用などについても見積に含めること。

14 留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、当院と落札者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務の遂行上、知り得た秘密事項（受託者が当院から貸与、受領または閲覧した資料等を含む）は、当院の了承を得ずに第三者に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。本業務の終了後も同様とする。